

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A県B町所在のC医科大学に採用され、小児科医として勤務していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日深夜、通勤用に借りているマンションで死亡しているところを請求人によって発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日午前〇時推定、直接死因：糖尿病性昏睡、解剖主要所見：重症糖尿病所見」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 平成〇年〇月〇日付け死体検案書によれば、被災者の直接死因は糖尿病性昏睡である。解剖が施行されており、膵臓の萎縮等の重症糖尿病所見が認められている。

(2) 被災者の定期健康診断受診票及び健康診断成績表によれば、平成〇年〇月〇日以降、同受診票に治療中の疾患として糖尿病と記載されており、通院先としてDセンター及びE医院眼科と記載されている。また、被災者の健康保険による保険給付歴によれば、平成〇年〇月以降、インスリン注射薬（ノボリンN等）が定期的に処方されていることが確認できる。さらに、上記健康診断成績表によれば、血糖値は、年によって低血糖（23mg/dl）から高血糖（274mg/dl）と変動が大きく、平成〇年以降のヘモグロビンA1cは11.3～11.5%と高値を示しており、血糖のコントロールは不良であったことがうかがえる。したがって、被災者は、少なくとも数年前から糖尿病に罹患し、インスリン注射薬等による治療を受けていたものの血糖コントロールは不良であり、上記解剖所見とも併せてみると、被災者は重症糖尿病に罹患していたと考えられる。

(3) 被災者の出勤簿によれば、被災者が月に数回の当直業務に従事していたことは確認し得るものの、それ以外に業務状況に関する正確な情報は得られていない。請求人及び姉の陳述書から、被災者が多忙な業務に従事していたことがうかがえるが、仮に、被災者が過重な業務に従事していたとしても、被災者の糖尿病が重症であったことに鑑みると、被災者の死亡と業務に相当因果関係があるとは認められない。

(4) 以上のことから、当審査会としても、被災者の死亡は業務上の事由によるも

のとは認められないと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。